

トランプ大統領覚書「アメリカファースト投資方針」(対内投資規制及び対外投資規制の基本方針)の概要

2025年2月28日

CISTEC 理事

国際輸出管理調査・協力部長

田上 靖

はじめに

トランプ前政権以降、米国において、対内投資規制の著しい強化が図られており、その概要は以下の一般公開コーナー「米中の新輸出規制等の動向」ページ掲載解説で説明の通りである。

◎米国 FIRRMA(外国投資リスク審査現代化法)及び下位規則の概要(第2版)(罰則の大幅強化及びCFIUS 権限の拡大) (2020.3.9./ 2025.2.28 第2版)

さらに、バイデン前政権において、2023年8月9日に米国の対中投資規制大統領令(懸念国における特定の国家安全保障技術・製品への米国投資への対処に関する大統領令)及びその実施下位規則案策定のための通知 (ANPRM)が発行され、本2024年10月28日に、本大統領令に基づき、米財務省が対中投資規制の最終規則を発行し、2025年1月2日から施行されたが、これらの概要は、以下の賛助会員コーナー及び一般公開コーナーに掲載の各解説で説明の通りである。

◎米国の対中投資規制大統領令及びその実施下位規則案策定のための通知(ANPRM)の概要(速報)(2023.8.10)

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20230810.pdf>

◎米国の対中投資規制最終規則(2025年1月2日施行予定)の概要 (2024.11.5)

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20241105.pdf>

そして、賛助会員コーナーの下記解説で説明の通り、トランプ新政権発足日の本2024年1月20日に発行されたアメリカ・ファースト政策において、上記の2023年8月9日に対中投資規制大統領令の見直しが財務長官に指示されている。

◎米国トランプ新政権の基本方針及び政策の概要(対中輸出規制政策、対ロシア輸出規制・制裁政策その他) (2024.2.10)

<https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20250210.pdf>

さらに、2月21日に下記ホワイトハウス HP において、大統領覚書「アメリカファースト投

資方針」(America First Investment Policy)が発行され、トランプ新政権における対内投資規制及び対外投資規制の今後の重要基本方針が、対中厳格化方針を中心として、明確に打ち出された。そこで、本方針の重要ポイント及び詳細を以下の通り説明する。

◎America First Investment Policy

WHITEHOUSE, February 21, 2025

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/america-first-investment-policy/>

[アメリカファースト投資方針の重要ポイント]

○基本原則

米国の投資政策は、国家安全保障及び経済安全保障にとって極めて重要。外国からの投資を歓迎し、米国の世界をリードする民間及び公共の資本市場を強化することは、米国の黄金時代の重要な一部となる。

引き続き、全ての外国企業・団体・個人による受動的投資を歓迎し、奨励。これには、議決権、取締役会、その他の経営権を持たず、経営上の影響力、実質的な意思決定、技術や技術情報、製品、サービスへの非公開アクセスを付与しない非支配的持分や株式が含まれる。これにより、米国の最先端企業が外国からの投資資本から引き続き利益を得られるようにすると同時に、米国の国家安全保障の保護を確保することができる。

米国への10億ドルを超える投資に対する環境レビューも迅速化する。

○特定の同盟国及びパートナー国

米国の先端技術やその他の重要分野に関わる米国企業への、特定の同盟国及びパートナー国からの投資を促進するため、客観的基準に基づく迅速な「ファスト・トラック」プロセスを創設する。このプロセスでは、特定の外国投資家が米国の外国敵対者と提携しないことを求める要件を含む適切な安全保障条項を条件として、外国からの投資の増加を認める。

○外国敵対者

外国敵対者には、香港及びマカオを含む中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、及びベネズエラの政治家ニコラス・マドゥーロの政権が含まれる。

中国を含む特定の外国敵対者は、戦略的産業における最先端技術、知的財産、優位性を獲得するために、米国企業や資産への投資を組織的に指示し、促進。多くの場合、第三国のパートナー企業や投資ファンドを通じて行っている。

中国のような外国敵対者による公共及び民間部門の資本、技術、技術的知識の搾取を削減する。

投資家の不安を軽減し、行政負担を軽減し、政府の効率性を高めるため、トランプ政権は、外

国敵対国からの米国投資に対する、官僚的で複雑かつ無期限の「緩和」合意の使用を中止する。
一般的に、緩和合意は、永続的で高額なコンプライアンス義務ではなく、企業が特定の期間内に完了できる具体的な行動で構成されるべき。また、より多くの行政資源は、主要なパートナー国からの投資を促進するものに向けられる。

重要な技術、重要なインフラ、個人情報、その他の機微な分野に関わる米国企業への投資については、外国投資家が中国やその他の外国の敵対者又は脅威をもたらす行為者による略奪的な投資や技術獲得の慣行から、検証可能な距離を置き、独立しているほど、米国資産へのアクセスに関する制限は緩和される。

○中国

中国系投資家は、米国の技術、食糧供給、農地、鉱物、天然資源、港湾、及び船舶ターミナルといった米国の至宝を標的にしている。

中国は米国の資本をますます利用して、軍、情報機関、その他の安全保障機構の開発と近代化を進めており、これは米国本土と世界中の米軍に重大なリスクをもたらす。関連する行動には、米国とその国民に対する、軍民両用技術、大量破壊兵器、高度な通常兵器、悪意のあるサイバー攻撃の開発と展開が含まれる。中国は、軍民融合戦略を通じて、中国の民間企業や研究機関に軍事及び諜報活動を支援させることで、軍産複合体の規模を拡大している。

それらの中国企業は、米国及び外国の公開取引所で取引される証券を米国の投資家に販売することで資本調達を行い、米国の指数プロバイダーやファンドに働きかけてそれらの証券を市場に提供させ、米国の資本へのアクセスとそれに伴う無形の利益を確保するためのその他の行為を行っている。このように、中国は米国の投資家を搾取して、軍の資金調達と開発・近代化の促進を行っている。

米国企業及び投資家が中国の国家的な軍民融合戦略を推進する産業への投資を停止し、中国関連の人物による重要な米国企業及び資産の買収を停止し、米国の利益に資する投資のみを認めるための新たな規則を制定する。

対米外国投資委員会（CFIUS）を含むあらゆる必要な法的手段を講じ、中国関連企業による米国の技術、重要なインフラ、医療、農業、エネルギー、原材料、その他の戦略的分野への投資を制限する。 私の政権は、米国の農地や、重要な施設周辺の不動産を保護する。また、議会との協議を含め、「グリーンフィールド」投資に対する CFIUS の権限強化、米国の重要な技術（特に人工知能）における人材や業務への外国の敵対勢力のアクセス制限、CFIUS が対応可能な新興・基盤的技術の範囲拡大を追求する。

米国は、米国人が中国の軍事産業部門に投資することをさらに抑止するために、あらゆる必要な法的手段も用いる。これには、IEEPA に基づく資産の凍結等の制裁や、2020 年 11 月 12 日

付大統領令 13959（中国共産党軍事企業の資金源となる証券投資の脅威への対処）に基づく措置(2021年1月13日付大統領令及び2021年6月3日付の大統領令14032により改正)及び2023年8月9日付大統領令14105に基づく措置が含まれる。大統領令14105は、2025年1月20日付大統領覚書「アメリカファースト政策」に従い、国家安全保障上の脅威に対処するための十分な規制が含まれているかどうかを検証するために、私の政権により見直しが行われている。

この見直しは、半導体、人工知能、量子、バイオテクノロジー、極超音速、航空宇宙、先進製造、指向性エネルギー、及び中国の国家軍民融合戦略に関連するその他の分野における米国から中国への投資に対する新たな制限又は拡大された制限を検討する。対象分野は、科学技術政策局を含む関係省庁により定期的にレビュー及び更新されるべき。このレビューの一環として、私の政権は、年金基金、大学の基金、その他のリミテッド・パートナー投資家を含む出資元からのプライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、グリーンフィールド投資、企業拡大、上場証券への投資などへの投資形態に制限を適用することを検討する。

○大学

アメリカの大学が、投資決定によって外国の敵対者を支援することを止めるべき時がとうに過ぎている。それは、テロ支援者に大学の入学許可を与えることを止めるべきであると同様である。

○外国企業説明責任法

外国企業説明責任法の対象となる企業に対して、適切な財務監査基準が守られているかどうかを判断する。

[アメリカファースト投資方針の詳細]

宛先：

財務長官、国務長官、国防長官、司法長官、商務長官、労働長官、エネルギー長官、国土安全保障長官

環境保護庁長官、行政管理予算局長官、国家情報長官、米国通商代表、経済諮問委員会委員長、科学技術政策局長官、国家安全保障問題担当大統領補佐官、連邦捜査局（FBI）長官

合衆国憲法及び法律により大統領として私に与えられた権限に基づき、私はここに以下の指示を行う。

第1条(原則及び目的)

米国の投資政策は、国家及び経済の安全保障にとって極めて重要である。外国からの投資を歓迎し、米国の世界をリードする民間及び公共の資本市場を強化することは、米国の黄金時代の重要な一部となる。米国は技術面及び経済全体において世界で最も魅力的な資産を有しており、

海外の同盟国が米国の雇用、米国の革新者、米国の経済成長を自国の資本で支援することをより容易にする。

米国の同盟国やパートナーによる投資は、米国に数十万の雇用と多大な富をもたらす可能性がある。わが国は、わが国の経済と国民に利益をもたらす強固で開かれた投資環境を維持するとともに、外国からの投資に伴う新たな脅威や進化する脅威から米国を守る能力を強化することに全力を尽くす。

しかし、どんなことがあっても投資を続けることが常に国益にかなうわけではない。中国を含む特定の外国の敵対者は、戦略的産業における最先端技術、知的財産、優位性を獲得するために、米国企業や資産への投資を組織的に指示し、促進している。中国は、さまざまな方法で、目に見えるものから隠れたものまで、これらの戦略を追求しており、多くの場合、第三国のパートナー企業や投資ファンドを通じて行っている。

経済的安全は国家安全である。中国は米国企業が自国の重要なインフラを乗っ取ることを許さない。米国も中国に米国の重要なインフラを乗っ取らせてはならない。中国系投資家は、米国の技術、食糧供給、農地、鉱物、天然資源、港湾、及び船舶ターミナルといった米国の至宝を標的にしている。

また、中国は米国の資本をますます利用して、軍、情報機関、その他の安全保障機構の開発と近代化を進めており、これは米国本土と世界中の米軍に重大なリスクをもたらす。 関連する行動には、米国とその国民に対する、軍民両用技術、大量破壊兵器、高度な通常兵器、悪意のあるサイバー攻撃の開発と展開が含まれる。中国は、軍民融合戦略を通じて、中国の民間企業や研究機関に軍事及び諜報活動を支援させることで、軍産複合体の規模を拡大している。

また、それらの中国企業は、米国及び外国の公開取引所で取引される証券を米国の投資家に販売することで資本調達を行い、米国の指数プロバイダーやファンドに働きかけてそれらの証券を市場に提供させ、米国の資本へのアクセスとそれに伴う無形の利益を確保するためのその他の行為を行っている。このように、中国は米国の投資家を搾取して、軍の資金調達と開発・近代化の促進を行っている。

第2条(政策)

(a) 人工知能やその他の将来の新興技術が米国で開発、創造、成長することを確実にするため、開かれた投資環境を維持することは、米国の政策である。莫大な規模の政府系ファンドを有する同盟国やパートナー国からの米国経済への投資は、国益を支えるものである。わが政権は、米国を世界最大の投資先とし、すべての国民に利益をもたらす。

(b) しかし、重要な技術、重要なインフラ、個人情報、その他の機微な分野に関わる米国企業への投資については、外国投資家が中国やその他の外国の敵対者又は脅威をもたらす行為者によ

る略奪的な投資や技術獲得の慣行から、検証可能な距離を置き、独立しているほど、米国資産へのアクセスに関する制限は緩和される。

(c) 米国は、米国の先端技術やその他の重要分野に関わる米国企業への、特定の同盟国及びパートナー国からの投資を促進するため、客観的基準に基づく迅速な「ファスト・トラック」プロセスを創設する。このプロセスでは、特定の外国投資家が米国の外国の敵対者と提携しないことを求める要件を含む適切な安全保障条項を条件として、外国からの投資の増加を認める。

(d) 私の政権は、米国への 10 億ドルを超える投資に対する環境レビューも迅速化する。

(e) 米国は、中国のような外国の敵対者による公共及び民間部門の資本、技術、技術的知識の搾取を削減する。米国は、米国企業及び投資家が中国の国家的な軍民融合戦略を推進する産業への投資を停止し、中国関連の人物による重要な米国企業及び資産の買収を停止し、米国の利益に資する投資のみを認めるための新たな規則を制定する。

(f) 米国は、対米外国投資委員会 (CFIUS) を含むあらゆる必要な法的手段を講じ、中国関連企業による米国の技術、重要なインフラ、医療、農業、エネルギー、原材料、その他の戦略的分野への投資を制限する。私の政権は、米国の農地や、重要な施設周辺の不動産を保護する。また、議会との協議を含め、「グリーンフィールド」投資に対する CFIUS の権限強化、米国の重要な技術 (特に人工知能) における人材や業務への外国の敵対勢力のアクセス制限、CFIUS が対応可能な新興・基盤的技術の範囲拡大を追求する。

(g) 投資家の不安を軽減し、行政負担を軽減し、政府の効率性を高めるため、私の政権は、外国の敵対国からの米国投資に対する、官僚的で複雑かつ無期限の「緩和」合意の使用を中止する。一般的に、緩和合意は、永続的で高額なコンプライアンス義務ではなく、企業が特定の期間内に完了できる具体的な行動で構成されるべきである。また、より多くの行政資源は、主要なパートナー国からの投資を促進するために向けられる。

(h) 米国は引き続き、すべての外国人による受動的投資を歓迎し、奨励する。これには、議決権、取締役会、その他の経営権を持たず、経営上の影響力、実質的な意思決定、技術や技術情報、製品、サービスへの非公開アクセスを付与しない非支配的持分や株式が含まれる。これにより、わが国の最先端の企業が外国からの投資資本から引き続き利益を得られるようにすると同時に、わが国の国家安全保障の保護を確保することができる。

(i) 米国は、米国人が中国の軍事産業部門に投資することをさらに抑止するために、あらゆる必要な法的手段も用いる。これには、資産の凍結や、2020 年 11 月 12 日付の大統領令 13959 (中国共産党軍事企業の資金源となる証券投資の脅威への対処) に基づく措置(2021 年 1 月 13 日付の大統領令 13974 (大統領令 13959 の改正 - 共産中国軍企業への証券投資による脅威への対処) 及び 2021 年 6 月 3 日付の大統領令 14032 (中国の特定企業への証券投資による脅威への

対処)により改正)及び2023年8月9日付の大統領令14105(懸念国における特定の国家安全保障技術及び製品への米国投資への対応)に基づく措置が含まれる。大統領令14105は、2025年1月20日付の大統領覚書「アメリカファースト政策」に従い、国家安全保障上の脅威に対処するための十分な規制が含まれているかどうかを検証するために、私の政権により見直しが行われている。

(j) この見直しは、2020年及び2021年に私の権限の下で実施された措置を基に、半導体、人工知能、量子、バイオテクノロジー、極超音速、航空宇宙、先進製造、指向性エネルギー、及び中国の国家軍民融合戦略に関連するその他の分野における米国から中国への投資に対する新たな制限又は拡大された制限を検討する。対象分野は、科学技術政策局を含む関係省庁により定期的にレビュー及び更新されるべきである。このレビューの一環として、私の政権は、年金基金、大学の基金、その他のリミテッド・パートナー投資家を含む出資元からのプライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、グリーンフィールド投資、企業拡大、上場証券への投資などへの投資形態に制限を適用することを検討する。アメリカの大学が、投資決定によって外国の敵対者を支援することを止めるべき時がとうに過ぎている。それは、テロ支援者に大学の入学許可を与えることを止めるべきであるのと同様である。

(k) アメリカ国民が外国の敵対者に投資するインセンティブをさらに減らすため、1984年のアメリカ合衆国と中華人民共和国の所得税条約を停止又は終了するかどうかを検討する。この租税条約は、中国の世界貿易機関(WTO)加盟と、米国による中国製品及びサービスへの無条件の最恵国待遇の付与という関連約束とともに、米国の脱工業化と中国軍の技術的近代化につながった。我々は、これらの両傾向を覆すことを目指す。米国の投資家は、中国の未来ではなく、米国の未来に投資する。

(l) 米国投資家の貯蓄を守り、米国の成長と繁栄に投資させるため、私の政権はさらに、

(i) 外国企業説明責任法の対象となる企業に対して、適切な財務監査基準が守られているかどうかを判断する。

(ii) 外国の敵対企業が米国の取引所で取引を行う際に使用する変動持分事業体及び子会社構造を再検討する。これは、米国投資家の所有権と保護を制限するものであり、また、これらの企業による不正行為の疑惑についても検討する。

(iii) 1974年従業員退職所得保証法(Employee Retirement Security Act of 1974)で求められる最高水準の受託者責任を回復し、外国の敵対的企業が年金計画への拠出を行うことができないようにする。

第3条(実施)

本覚書第2項に定める方針は、法律及び利用可能な予算の範囲内で、また内部のプログラム及

び予算プロセスに従って、以下の通り実施されるものとする。

(a) 本覚書第 2 条(a)から(k)項に関しては、財務長官は、国務長官、国防長官、商務長官、米国通商代表、財務長官が適切とみなすその他の行政部門及び機関（機関）の長と協議し、CFIUS の権限に関してその委員と調整しながら、規則及び規制の公布を含む、IEEPA、1950 年国防生産法第 721 条（改正済み）及びその他の法律により大統領に付与された権限をすべて行使し、本覚書の目的を達成するために必要な措置を講じるものとする。

(b) 本覚書第 2 条(d)項に関しては、環境保護庁長官は、必要に応じて他の政府機関の長と協議の上、本覚書の目的を遂行するものとする。

(c) 本覚書第 2 条(l)(i)項に関しては、財務長官は証券取引委員会及び公開会社会計監視委員会と適宜連携するものとする。本覚書第 2 条(l)(ii)項に関しては、司法長官は連邦捜査局長官と調整の上、及び、現在国内取引所に上場しているすべての外国の敵対的企業に関する、刑事上又は民事上の不正行為の証拠について、書面による勧告を行う。また、本覚書第 2 条(l)(iii)項に関して、労働長官は、外国の敵対的企業の公開市場証券への投資に関する、1974 年従業員退職所得保証法に基づく最新の受託者基準を公表する。

第 4 条：定義。

本覚書において、「外国の敵対者」という用語には、香港及びマカオを含む中国、キューバ共和国、イラン、北朝鮮、ロシア、及びベネズエラの政治家ニコラス・マドゥーロの政権が含まれる。

第 5 条 一般規定(省略)

以 上